

都市型災害の復興における主体の協働と住宅供給の問題

—阪神・淡路大震災における事例を中心に—

今田翔子, 門脇ゆうき, 鈴木茜, 高谷和弘, 西崎航貴

Shoko IMADA, Yuki KADOWAKI, Akane SUZUKI, Kazuhiro TAKAYA, Koki NISHIZAKI

In the reconstruction process of the Great Hanshin-Awaji Earthquake, which is a typical example of urban disaster, there are two main problems: 1) the reconstruction plan led by the government and 2) the single alternative in housing reconstruction. This paper clarifies the factors of these two problems through a review of previous studies. In addition, we organized the examples of disaster relief efforts after the Great Hanshin-Awaji Earthquake from the following perspectives: 1) cooperation between various actors including residents and government, 2) diverse housing supply systems, and 3) community formation during the temporary and reconstruction periods. Through the above review, we have accumulated a basic discussion on the assumption of the reconstruction process in a metropolitan earthquake.

1. 研究の背景と目的

1995年に発生した阪神・淡路大震災は、日本がこれまでに経験した最大規模の都市型災害と言える。今後、首都東京を襲う首都直下型地震の発生が予測されているが、事前復興の取組として首都直下型地震における復興プロセスを検討するにあたって、阪神・淡路大震災での経験から得られた知見を反映することが重要である。

首都圏のような都市における災害では、人口の過密により生じる土地・建物に関する権利形態の複雑さや、用地不足等の諸問題によって早期の復興が困難を極めることが予想される。阪神・淡路大震災では同様の状況に直面し、建築・都市計画・社会基盤の学問領域においては、主に行政主導の都市計画と単線型住宅復興に関する課題点の指摘が行われている。

阪神・淡路大震災では「創造的復興」の名のもとに、新長田駅南地区再開発計画・神戸空港・地下鉄海岸線など多くの大規模事業が行政主導で行われた。これらは赤字事業となり、行政や住民への負担となった。「単線型住宅復興」とは、阪神・淡路大震災において行われた、避難所→仮設住宅→災害復興公営住宅という移行に重点をおく政策を指す言葉で、単一の支援から外れた被災者への支援の不足や、単線型の過程におけるコミュニティ崩壊や孤独死の発生が問題視された。

これを受けて本研究は、阪神・淡路大震災での復興プロセスにおける課題の明確化と、それらの課題解決に向け蓄積された知見の整理を通じて、首都直下型地震における復興プロセスの想定に向けた基礎的な議論を蓄積することを目的とする。

構成としては、まず2章で阪神・淡路大震災での復興プロセスを1)行政主導で都市計画が進められた点、2)単線型住宅復興が志向されていた点、という2点に着目し、問題の背景を整理することを通じて、課題点を明確化する。続く3章では、抽出された課題点を克服しようとして研究対象とされてきた事例に着目し、それらの取組における成立構造を整理する。4章では、上記整理によって得られた知見のまとめを行う。

2. 阪神・淡路大震災からみた復興計画上の課題

2.1. 行政主導の復興計画に伴う課題

2.1.1. 迅速な復興計画決定とその負債化

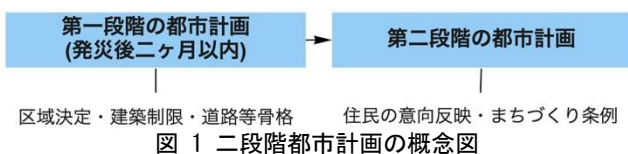


図1 二段階都市計画の概念図

阪神・淡路大震災発災後、建築基準法 87 条の制約から「二段階都市計画」と呼ばれる方法論が採用された¹⁾。

二段階都市計画とは、図1に示すように第一段階として行政が「大枠計画」を定め、発災から二ヶ月以内に都市計画決定を行い、更に第二段階として、大枠計画を柔軟に動かし、住民の意見をより反映させた「詳細計画」を定めるといえるのである。単なる立法技術を超えて、段階性を復興計画に持たせるといふ視座自体も迅速な意思決定を災害復興において実現したという点で評価できる。一方で、迅速性ととも担保されるべき計画の経済的合理性に関しては疑問符がつくものが多い。以下具体例をあげる。

設定された再開発計画のなかで、復興の中心として据えられた新長田駅南地区再開発計画では、20haにもなる再開発区域が設定され、高層ビルが建設された。結果として震災後10年で全店舗の1/4が空店舗化²⁾、さらには2020年5月現在でも再開発事業が終了しないという事態に陥った³⁾。復興計画の一部として位置づけられた神戸空港等の大規模造成に基づく開発事業は需要予測の誤りから赤字化し、住民の生活再建への資金供給よりも遥かに多くの財源が投入された⁴⁾。

このような経済的合理性の欠落は、都市の産業構造等の転換のために従前の経済予測に基づいて計画されていた事業を震災直前・震災後の経済的低迷を加味せず復興計画に盛り込んだことによる。たとえば、新長田南地区再開発計画はいわゆるインナーシティ問題に対応するために計画されていた「神戸市インナーシティ総合整備基本計画」⁵⁾に、神戸空港は「第6次空港整備5箇年計画」⁶⁾に基づいている。このように、多くの従前からの計画が復興計画に盛り込まれたこと背景には、阪神・淡路大震災において初めて行政によって使われた「創造的復興」という概念が存在する⁴⁾。この用語の問題点と可能性について次節で概観する。

2.1.2. 創造的復興の曖昧さとその可能性

兵庫県による、阪神・淡路大震災復興計画における基本方針では、『復興にあたって重要なことは、単に1月17日以前の状態を回復するだけではなく、新たな視点から都市を再生する「創造的復興」を成し遂げることである。』とうたわれている⁵⁾。「新たな視点で」行われた都市再生は新長田南地区再開発計画のように、ケミカルシューズ産業からの産業構造の転換を目指すものとして結実した。

「創造的復興」という用語は阪神・淡路大震災以降の災害復興において常に登場し、英訳である「Build Back Better」は仙台防災枠組2015-2030における優先行動に指定されるなど国際的に共有される目標になっている¹⁰⁾¹¹⁾。

このような「創造的復興」の氾濫について、都市計画学者の饒庭伸は、復旧という「全体を元通りにすることを原則」とする用語に対して、「創造的復興」が議論を起す用語として機能していることを指摘し、「復旧」への異議申し立て

て住宅と周辺環境の計画デザインや建設を進める事業で、2004年のインド洋津波災害以降、度々改良が重ねられ、幅広い支援が用意され柔軟性に富む。2010年のメラピ火山災害後には、住宅再建やインフラ整備のための資金支援だけでなく、住民のグループに専門家がファシリテーターとして介入し技術支援を行うことで、コミュニティ主導の移転・再定住が実現され、住民の災害リスクへの理解をも深めることにつながった²⁷⁾。参加者の満足度は参加レベルに関わらず高く、移転のプロセスにおいてコミュニティへの周知が行き届いていたことが成功の要因として考えられる²⁸⁾。成功の背景に従前コミュニティの強さや災害経験者の存在があり、他の地域での再現が容易ではない可能性に注意が必要である²⁷⁾。

一方で多主体が関わることによる問題点もある。例えば阪神・淡路大震災での神戸市森南地区や湊川地区においては住民間での合意形成が難しかった²⁹⁾³⁰⁾。また多くのまちづくり協議会の活動が復興における公共事業に対応して行われていたため事業完了とともに活動が停滞し、地域の長期的ビジョンを描く機会を逸してしまった³¹⁾。このように住民主体のまちづくりには立場の違う主体同士が対立したり、協議会の活動が停滞しまちづくりの長期的な視点が欠如する可能性には十分に注意が必要である。

以上を踏まえ、表1のように各事例に関与した主な主体を背景・要因・プロセスに分けて整理した。各事例が特徴的な要素を含むため、都市型災害への再現性を一概に論じることは難しいが、被災前後のコミュニティの有無に関わらず多様な主体の協働が復興プロセスで重要であり、その過程である主体がきっかけとなり他主体を巻き込んでいったことが示唆される。

表1 各事例の概要と関与している主体

図3 目的意識と同質性からみる組織図

災害に直面した際にその都度、共通の目的意識と帰属意識を持ち合わせたより主体性の強い組織への昇華が円滑になると考えられる(④→①)。これは1950年代の公害追放運動以来、活発な住民活動が続いてきた真野地区において、阪神・淡路大震災後に迅速な相互扶助活動ができたことからも窺える。また、コミュニティ起点型は被災以前からの地域の繋がりが前提になる一方で、アソシエーション起点型は被災後でも協働が生まれうるという点で都市型災害においても応用性が比較的高いと考えられる。このアソシエーション起点型では、目的意識に加えて同質性や帰属意識が共有されることで、一時的な協働だけでなく継続的なコミュニティの形成にも繋がると考えられる(②→①)。これは阪神・淡路大震災後の若宮地区で、継続的に住民の主体性が保たれてきたことからも窺える。

以上から、図3のように地域住民の協働を4つの体系に分類し、復興プロセスにおいてはその経緯からコミュニティ機転型とアソシエーション起点型に分類することができた。

- ・コミュニティ起点型協働 : ④→①→④→①→…
- ・アソシエーション起点型協働 : ②→①→④→①→…

復興プロセスにおいて多様な主体による連携協働のポテンシャルは期待されるものの、長期的なまちづくりと継続的なコミュニティ形成のためには、目的意識と帰属意識の両方を被災者間で共有することが重要になる。特に都市型災害下でのアソシエーション型協働を想定すると、被災後の初動対応として住民らが意思疎通をとるための環境があることが望ましく、そのためには地域外に避難した従前居住者と円滑に連絡がとれることや、住まい以外にも住民らの集会所が空間として確保されていること等が求められる。ただし、協働のための住民組織として適切な意思疎通が可能な規模・体制であるかについては注意が必要である。

表2 各事例の協働の状態とタイプ

※①～④は図3の表記に従う

ここで、「共通の目的意識」と「地域性・帰属意識」という2つの指標で、上記4つの成功事例の協働体系を整理し、それらの起点に着目することで「コミュニティ起点型」と「アソシエーション起点型」に分類した。表2に示すように、前者は域性や同質性の一致から生まれる繋がりで「コミュニティ」を起点とするのに対して、後者はある目的意識を共有することで生まれる組織である「アソシエーション」を起点とする点で異なる³²⁾³³⁾。

コミュニティ起点型とアソシエーション起点型の双方について、一度住民間で協働体制が形成されると、その後公害や

3.2. 住宅供給における取り組み

3.2.1. 多様な住宅復興支援のあり方の可能性

阪神・淡路大震災の復興初期において、行政の支援の枠組みに依存しない復興のプロセスとして、被災者が個人の力で仮設の住宅・店舗・工場（以下、「自力仮設住宅」と総称する）を建設する動きが見られた。自力仮設住宅は従前居住地で早期に生活を回復する手段であり、地域のコミュニティ維持だけでなく、店舗・工場の早期再開によって地域全体の経済復興へ寄与した可能性が指摘されている³⁴⁾。自力仮設住宅建設者層の中心は地域で生計を立てていた商工業経営者・自営業者であり、その建設は従前居住地を離れずに復興したいという意識によるものであった。しかし、そのためには貯金や融資による資金調達が必要であり、自力仮設住宅の建設促進には公的に資金援助などの支援策が必要である³⁵⁾。また、同様に恒久住宅への移行も難しく、低質な自力仮設住宅への居住が長期化・常態化した傾向にあり³⁶⁾、自力仮設住宅の建設とともに共同建て替えに対しても公的支援の必要性が提言されている³⁷⁾。

一方、阪神・淡路大震災の反省から、以後の災害では多様な住宅復興施策が実践された。東日本大震災では、民間の賃貸住宅を行政が借り上げ被災者に供与する「みなし仮設住宅」が大量に供給された。従来のプレハブ建設による応急仮設住宅と比較して、みなし仮設住宅には高い物的水準、利便性の高い市街地への立地、迅速な供与など多くの長所がある。また、みなし仮設住宅は被災県以外の地域でも供給が実施されており、山形県の事例では、事前に県と不動産業界団体が協定を結んでいたことで早期に隣県からの避難者を受け入れることができた。しかし、避難が長期化したことで居住実態の把握や住み替え・修繕等の居住環境整備への対応が困難であったなどの課題が顕在化した³⁸⁾。この「みなし仮設」制度を恒久化させるためには、経済政策としての位置付けを明確にして災害救助法の枠組みから除外し、住宅政策としては災害復興公営住宅を規定する公営住宅法と一体で運用することが有効であると提言されている¹⁷⁾。住宅復興において、現物給付・現在地救助の原則による供与よりも現金給付による支援の方が効率的かつ被災者のニーズにも合致しており、被災者の自発的で多様な解決策を引き出したことが台湾・921地震の事例でも示されている³⁹⁾。

自力による住宅再建の補助制度は阪神・淡路以降、被災者生活再建支援法をはじめ整えられ、能登半島沖地震では国と自治体の制度を合わせ最大770万円の資金援助が行われ住宅の自力再建を助けた⁴⁰⁾。海外に目を向けると、住宅再建支援に対して金銭的補助を行う例が多く見られる。金銭的補助は、

被災者の復興への意志を生かして、住宅の再建を進める有効な手段である。スリランカの事例からは、助成金が再建以外の用途に用いられないかといった管理と支給スピードの両立が課題として指摘できる⁴⁰⁾。また、ハリケーンカトリーナ災害では、支給の時期が災害から1年半以上後と非常に遅れ、さらに従前居住地での再建以外に行政に不動産を売却し移転するという選択肢があったことから人口減少が引き起こされた地域もあった⁴²⁾。災害後には補助金支給の時期やスピードが被災者の行動や再建のあり方に大きく影響すると言える。

3.2.2. 復興過程でのコミュニティ支援の取り組み

復興過程でのコミュニティについては、被災前コミュニティを維持することが最も望ましく、配慮されるべきである。しかし、応急仮設住宅への入居など復興プロセスの中でそれらが分断されることは珍しくない。その場合、被災後コミュニティの形成が重要であり、阪神・淡路大震災での反省から、その後の災害復興で取り組みが見られる。ここで、「被災前コミュニティ」は災害以前からの地域性や同質性によって生まれていたものであり、「被災後コミュニティ」は被災者が避難後の生活で協働的な態度で関わり合う中で帰属意識が高まり形成されるものとする。被災前コミュニティの維持、また被災後コミュニティの形成への取り組みとして以下が挙げられる。

被災前コミュニティの維持への取り組みとして、阪神・淡路大震災時には、災害復興公営住宅の供給にあたって、神戸市で土地区画整備事業に伴う従前居住者用賃貸住宅が整備された。しかし、周知の遅さや入居者の制限等の問題から、期待されていた従前居住者が戻りやすい住宅とはならなかった⁴³⁾。従前居住者用賃貸住宅はあくまで場当たりの従前住居への住宅ニーズへの対処としての面が色濃く、今後はこういった制度を地域の将来像と照らし合わせ、適切な量、時期、形式で提供できるようにしておくが必要である。

また被災後コミュニティの形成への取り組みとして、東日本大震災時には、一部の応急仮設住宅でコミュニティ形成に配慮した団地計画がなされ、一定の成果をあげた。平田第六仮設団地では、従前居住地区単位の募集でなかったものの、高齢者・障害者世帯、子育て世帯、一般世帯に応じたゾーン分けに沿って募集がなされ、住民同士が顔を合わせやすい住棟配置や路地空間が意識された半屋外の通路、住戸の面積のバリエーションなど孤立防止や多様な居住者像に配慮した配置や建築空間の工夫がなされた。結果として居住者同士の顔見知りが増え、コミュニティが形成しやすくなった⁴⁴⁾。仮住まいである応急仮設においても、このような空間の工夫を行

表 3 住宅供給政策とコミュニティ支援

		多様な住宅復興支援のメリット・デメリット(3.2.1)			コミュニティ支援の取り組み(3.2.2)	
		入居者のニーズ	メリット ○被災者視点・政策・地域視点	デメリット ○被災者視点・政策・地域視点	取り組み事例	課題
仮設住宅	応急仮設	・高齢者、障害者、無職者 ・近隣との付き合いが欲しい ・他に頼れるあてがない	○自力での住宅確保が困難な層の住宅取得 ○入居後の継続的支援が受けられる	○低質な居住性能 ○緑地立地に伴う周辺環境の不便 ●建設にかかる時間/金銭コスト ●入居者管理コスト	・敷地選定の配慮 ・コミュニティケア型 ・コミュニティスペースの設置	・都市圏での用地確保
	自力仮設	・従前居住地での早期住宅確保 ・一刻も早い事業再開 (地元の商工業経営者、自営業者)	○震災ストレスの軽減 ○地域コミュニティ・つながりの維持 ●生業の復興へ寄与	○低質な仮設住宅への居住長期化 ●建設、建替えへの金銭支援の必要性		
	みなし仮設	・通勤、通学、保育のための早期住宅確保 (就労子育て世帯)	○高水準の物的性能 ○利便性の高い市街地への立地 ●迅速な供給が可能 ●現地主義に囚われない広域の供給	○公的支援が届きにくい ○孤立への配慮 ●不動産業者の事務的・経営的負担 ●住み替え修繕等の居住環境整備 ●現物主義の限界、現金給付との親和性		
恒久住宅	復興公営住宅	・高齢者、障害者、低所得者 ・自力での住宅再建が難しい ・借家世帯	○低廉な家賃での入居が可能	○大規模高層化による居住環境変化、コミュニティ問題 ●都市圏での用地確保	・従前居住者用賃貸住宅	・供給量の確保 ・制度の素早い整備と周知
	住宅再建支援	・持ち家世帯 ・従前地で再建したい	○住宅再建の負担軽減 ●被災者の復興しようとする力を生かせる ●多様な選択肢の提示	●早急な支給 ●管理とスピードの両立		

うことが重要である。また、応急仮設住宅団地の供給とともに、被災者の孤立防止や交流の促進等を目的としたコミュニティ・スペースの設置が各地で実現した。岩手県陸前高田市のりくカフェは、住民発意のもと、専門家、企業が協力し、公的主体に頼らず産学民の協働で実現したコミュニティ・スペースで、コミュニティ活動の開催や、地元住民と外部からの支援者などとの交流の場として機能している⁴⁵⁾。実現には、用地や運営メンバーの確保、主体間の協働関係などが求められるが、このような経験は、災害時に住民が気軽に交流できるコミュニティ・スペースの場を作ることに大きな意義があることを示した。

3.2.3. 小括

以上より、災害復興における住宅供給政策およびそこでのコミュニティ支援策についてまとめたものが表2である。

応急仮設住宅から復興公営住宅という単線型の復興が重視されてきた阪神・淡路大震災時から、自力仮設の可能性と支援の必要性が議論され、また東日本大震災時にはみなし仮設住宅の大量供給が実現するなど、ニーズに合わせた選択肢が生まれている。社会の多様性が増す中で、現物給付・現所在地救助の原則によらず、金銭的支援やストックの活用も含めた支援のあり方を検討し、より多様なニーズへ対応していくことが求められる。

一方で、自力での住宅確保が困難な層の受け皿として応急仮設住宅が果たす役割は大きい。無職者や低所得者の場合、みなし仮設住宅での家賃補助の打ち切りによる不安を抱き選択しづらい傾向があることが示唆されている⁴⁶⁾。また、高齢層や子どものいる世帯では、地元での応急仮設住宅への入居を愛好する傾向もある。恒久住宅に関しても、災害公営住宅は災害前の借家層の受け皿として重要であると言える⁴⁷⁾⁴⁸⁾。

多様な選択肢を提示した上で、経済的な余裕がない層、年齢や通勤・通学の関係上、自由な移動が困難な層、他にいくあてのない層などの受け皿となりうる応急仮設住宅や災害公営住宅においては、住宅の提供にとどまらず、コミュニティ形成支援等、そこでの安心な暮らしの提供についても考えていくことが重要である。

2.2 節で指摘した通り、災害後の応急仮設住宅・復興公営住宅では住民間でのコミュニティの分断、すなわち近隣との関係構築の困難、そして結果として生じる被災者の社会的孤立が問題視されている。このような問題を解決すべく、東日本大震災における応急仮設住宅では 3.2.2 節のように様々なコミュニティ形成支援への配慮が行われた。一方で、東日本大震災以降の大規模災害では、従来のプレハブ団地型に代わりみなし仮設住宅が仮設期の住宅供給の主流となっているが、みなし仮設の場合は近隣関係が密にならず住民が孤立しやすいことが多くの研究で指摘されている⁴⁹⁾⁵⁰⁾。そのためみなし仮設の住民同士の交流をどう確保するかが重要と考えられるが、みなし仮設の選択者には震災前の地域での近隣関係を重視していなかった人が多いという調査結果もあることから、コミュニティ形成の面においては従来型の仮設住宅供給が優れているとの指摘も存在する⁵⁰⁾。

4. 考察・結論

2 章では、阪神・淡路大震災で露見した都市型災害の復興における問題として、1)行政主導の復興計画、2)単線型の住宅復興を挙げた。前者については、二段階都市計画が計画決定の迅速性をもたらした一方で、行政による「創造的復興」が復興事業の負債化をもたらしたことで、その上で「創造的」な復興過程において多様な主体の意思決定への関与の重要性を指摘した。後者については、災害救助法の「現物給付」と「現所在地救助」の基底性、単線型復興の過程で生じた孤立・

コミュニティの分断等の問題とその要因としての仮設住宅・復興公営住宅の立地、入居者選定、居住空間の変化を指摘した。

3 章では、上記 2 つの問題点に対する解となりうる、阪神・淡路大震災以降の災害事例を俯瞰的に整理し、1)復興計画における多様な主体の協働、2)自力再建の地域コミュニティへの寄与、民間借家の活用による迅速かつ高水準な住居の提供、金銭支援の管理と迅速な支給の両立、3)仮設・復興公営住宅の従前居住地への近接性の重視、コミュニティに配慮した空間・施設計画、といった取り組みとその課題を示した。

以上を踏まえ、首都直下型地震における復興プロセスに向けての展望を考察する。住民と行政が協働を起こすには、両者間あるいは住民同士の情報共有を行うための「場」づくりにより平時から地域レベルで取り組んでいく必要がある。また、住宅復興に対する多様なニーズに対応するためには、現行の災害救助法の枠を超えた柔軟な住宅供給の制度設計や再建支援のための迅速な現金給付システムの構築が必要となる。一方で、多様な住宅供給とともにコミュニティへの配慮も忘れてはならない。平時からの「場」作りの他、被災後に移った場所でも、空間計画および居住者構造の観点から新たなコミュニティの醸成が行いやすい環境を整えていく必要がある。

参考文献・脚注

- 1) 中山久憲 (2016) 「『2 段階都市計画』政策の実施過程とその評価」、現代社会研究
- 2) 安藤元夫 (2005) 「新長田駅南地区復興再開発ビル入居店舗経営者の意識調査による事業評価に関する研究」、都市計画論文集, 40(3), 937-942
- 3) 神戸市 (2020) 「神戸市：神戸の再開発 新長田南再開発の概要」2020/5/25 閲覧 <https://www.city.kobe.lg.jp/a29387/shise/kekaku/jutakutoshikyoku/redevelop/kobe-kh/susume/nagata/index.html>
- 4) 中山久憲 (2017) 「創造的復興、そして持続可能な地域への復興へ」、現代社会研究, 3, 2-20
- 5) 兵庫県 (1997) 「阪神・淡路震災復興計画」
- 6) 神戸市震災復興本部総括局 (1997) 「神戸市復興計画」
- 7) 塩崎賢明 (2014) 『復興〈災害〉』, 岩波書店
- 8) 神戸市(1989) 「神戸市インナーシティ総合整備基本計画」
- 9) 運輸省(1991) 「第6次空港整備5箇年計画」
- 10) 内閣官房 (2011) 「東日本大震災復興構想会議の開催について」
- 11) United Nations (2015) “Sendai Framework for Disaster Risk Reduction 2015-2030”
- 12) 饗庭伸 (2018) 「創造的復興のジャッジ」 10+1 Website. 2020/5/25 閲覧 <http://10plus1.jp/monthly/2018/03/issue-02.php>
- 13) Kennedy, Jim, Joseph Ashmore, Elizabeth Babister, and Ilan Kelman (2008) “The Meaning of ‘build Back Better’: Evidence from Post-Tsunami Aceh and Sri Lanka”, *Journal of Contingencies and Crisis Management*, 16 (1), 24-36.
- 14) 福留邦洋, 中林一樹 (2000) 「阪神・淡路大震災における住宅再建の特徴と課題—居住者属性に着目した新築住宅と改築住宅の比較分析—」, 地域安全学会論文集, 2, 9-14
- 15) 櫻井常矢, 伊藤亜都子 (2013) 「震災復興をめぐるコミュニティ形成とその課題」, 地域政策研究, 15(3), 41-65
- 16) 内閣府 (2020) 「災害救助法の概要 (令和2年度)」
- 17) 宇南山卓 (2012) 「応急仮設住宅の建設と被災者の支援: 阪神・淡路大震災のケースを中心に」, RIETI Discussion Paper Series 12-J-011
- 18) 田中正人, 高橋知香子, 上野易弘 (2010) 「応急仮設住宅における「孤独死」の発生実態とその背景—阪神・淡路大震災の事例を通して—」, 日本建築学会計画系論文集, 75(654), 1815-1823
- 19) 塩崎賢明, 田中正人, 目黒悦子, 堀田祐三子 (2007) 「災害復興公営住宅入居世帯における居住空間特性の変化と社会的「孤立化」: 阪神・淡路大震災の事例を通して」, 日本建築学会計画系論文集, 72(611), 109-116
- 20) 都市住宅学会 (2016) 「芦屋市若宮地区震災復興環境整備事業に関する取り組みとその成果」
- 21) 柄澤薫冬, 窪田亜矢 (2015) 「阪神・淡路大震災の被災地である芦屋市若宮町における復興評価に関する研究—被災前・被災直後・20年後の現在の日常のまちづくりに至る復興プロセスに着目して—」, 都市計画論文集, 50(3), 1114-1121
- 22) 神戸市 (2011) 「阪神・淡路大震災の概要及び復興」
- 23) 小泉秀樹 (2015) 「事前対策としてのまちづくりと市街地整備の展開: 多主体協働連携のコミュニティ・デザインに向けて」, 都市住宅学, 88, 14-17
- 24) 土木学会 (2019) 「2019 年最優秀賞 女川駅前シンボル空間/女川町震災復興事業土木学会デザイン賞」 2020/5/25 閲覧 <http://design-prize.sakura.ne.jp/archives/result/1205>
- 25) 女川町 (2019) 「住民参加による復興まちづくりの概要」
- 26) 佐野淳也 (2019) 「宮城県女川町の復興プロセスにおけるまちづくり生態系」, 同志社政策科学研究, 21(1), 1-17
- 27) 井内加奈子, 松丸亮, マリ・リズ (2015) 「災害後のコミュニティ移転に關

- する制度と移転のパターンに関する研究：インドネシアメラピ火山災害後の事例に着目して」, 都市計画論文集, 50(3), 431-437
- 28) Oo B L, Sunindijo R, and Lestari F (2018). "Users' long-term satisfaction with post-disaster permanent housing: a case study of 2010 Merapi Eruption, Indonesia", MATEC Web of Conferences 192, 02066
- 29) 岸幸生, 小泉秀樹, 渡辺俊一(1997)「阪神淡路大震災復興区画整理事業における「2段階都市計画決定方式」の問題点と有効性に関する一考察 ―神戸市松本地区・森南地区と尼崎市築地地区を対象として―」, 第37回日本都市計画学会学術研究論文集, 757-762
- 30) 安藤元夫(2004)「阪神淡路大震災 復興都市計画事業・まちづくり」
- 31) 新井信幸, 小池沢将之, 岩佐明彦(2020)「熊本・益城町での復興すまいまちづくり導入支援 ―東日本大震災復興コミュニティ形成支援の経験と教訓を熊本へ―」, 住総研究論文集・実践研究報告集, 46(2020), 293-301
- 32) 土岐寛(2001)「板橋区・大東文化大学地域デザインフォーラム 分科会中間報告書」
- 33) 羽藤雅彦(2016)「ブランドコミュニティ概念の再検討」, 流通科学大学論集―流通・経営編―, 28(2), 1-22
- 34) 塩崎賢明, 原田賢使 (1999) 「被災地における自力仮設住宅の建設実態：阪神・淡路大震災における自力仮設住宅に関する研究（その1）」, 日本建築学会計画系論文集, 64(519), 179-186
- 35) 塩崎賢明, 原田賢使, 矢田博美 (2000) 「被災地における自力仮設住宅の居住者属性とその居住実態：阪神・淡路大震災における自力仮設住宅に関する研究（その2）」, 日本建築学会計画系論文集, 65(538), 165-172
- 36) 塩崎賢明, 矢田博美, 原田賢使 (2001) 「自力仮設住宅から恒久住宅への移行プロセス：阪神・淡路大震災における自力仮設住宅に関する研究（その3）」, 日本建築学会計画系論文集, 66(549), 215-222
- 37) 塩崎賢明, 堀田祐三子 (2005) 「自力仮設住宅の経年的変化と住宅復興における位置：阪神・淡路大震災における自力仮設住宅に関する研究（その4）」, 日本建築学会計画系論文集, 70(587), 121-128
- 38) 高澤由美, 葛西リサ (2014) 「東日本大震災における被災地以外でのみなし仮設住宅の供給実態」, 日本建築学会計画系論文集, 79(696), 469-474
- 39) 邵 珮君, 室崎 益輝 (2001), 「台湾地震における応急住宅の対策に関する研究 ―家賃補助策の実施の実態と評価―」, 地域安全学会論文集, 3, 157-162
- 40) 山崎寿一, 手邊徹, 金斗煥 (2011) 「能登半島地震後の住宅復興施策の展開と災害公営住宅―輪島市門前町道下集落の災害公営住宅を事例として―」, 日本建築学会計画系論文集, 76(660), 353-360
- 41) 青田良介, 北後明彦, 松下友康 (2006) 「スリランカにおけるスマトラ沖津波災害後の被災者の住宅再建支援に関する考察」, 神戸大学安全研究センター研究報告, 10, 177-195
- 42) 近藤民代 (2010) 「米国ハリケーン・カトリーナ災害におけるルイジアナ州住宅再建支援プログラムの実態と課題」, 災害復興研究, 2, 133-141
- 43) 宮定章, 塩崎賢明 (2012) 「都市型災害時における従前居住者用賃貸住宅の入居プロセスに関する研究―阪神・淡路大震災復興土地区画整理事業地区(神戸市)の事例を通じて―」, 日本建築学会計画系論文集, 77(677), 1673-1680
- 44) 富安亮輔, 井本佐保里, 大月敏雄, 西出和彦, 趙晟恩, 岡本和彦, 小泉秀樹, 後藤純, 狩野徹 (2013) 「コミュニティケア型仮設住宅の提案と実践」, 日本建築学会技術報告集, 19(42), 671-676
- 45) 大宮透, 小泉秀樹, 後藤智香子, 成瀬友梨, 猪熊純 (2012) 「大規模災害後の仮設期のまちづくりにおけるコミュニティ・スペース設置の意義 ―岩手県陸前高田市に設置した「りくカフェ」を事例として―」, 都市計画論文集, 47(3), 553-558
- 46) 池永知史, 郷右近英臣, 目黒一郎 (2017), 「空き家利用による応急仮設住宅制度の実現可能性に関する分析 ―和歌山県を対象として―」, 地域安全学会論文集 No.30, 13-23
- 47) 北後明彦, 樋口 介, 室崎 益輝 (2006), 「阪神・淡路大震災からみた住宅再建支援のあり方 被災市街地における住宅再建と災害復興公営住宅団地の比較」, 都市住宅学, 53, 86-97
- 48) 佐藤慶一, 中林一樹, 翠川三郎 (2009), 「都市災害後の住宅再取得意向の非集計行動モデル 想定首都圏大震災を対象としたケーススタディ」, 都市計画論文集, 44, 3, 331-336
- 49) 米野史健 (2013), 「仙台市内の応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借り上げにおける入居の実態」, 日本建築学会計画系論文集, 78(689), 1589-1596
- 50) 小池高史 (2019) 「震災後の仮設住宅における近隣関係: 熊本地震被災地の団地型仮設とみなし仮設の比較」, 地域共創学会誌, 2, 1-12